

令和6年度福島県移住ポータルサイト構築業務委託仕様書（案）

1 委託業務の目的

福島県では、H28 に県移住ポータルサイト「ふくしまぐらし。」を開設し、本県の魅力や暮らし全般に関する情報について広く発信を行ってきた。

昨今の地方移住への高まりを受けて、他県でも移住ポータルサイトが新たに構築・リニューアルされる等、情報発信の強化がされている中、本県においても、情報発信の強化が急務となっている。本県への移住を本格的に検討している層から漠然層までの幅広い層に対し、本県の移住先としての様々な魅力を訴求できるコンテンツやデザインを備えた、新たな県移住ポータルサイト（以下、新サイトという。）を制作する。

※「ふくしまぐらし。」ポータルサイト

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fui/>

2 委託業務の概要

- (1) 県移住ポータルサイトの構築
- (2) WEB 広告等の実施

3 基本方針（コンセプト・ターゲット）

- (1) コンセプト
 - ・本県の特徴（浜通り・中通り・会津の3地方で異なる気候、風土等）を最大限に生かし、イラストや画像を活用し、本県での暮らしを具体的にイメージできるような内容、デザインとする。
 - ・現在のポータルサイトの分析から、スマートフォンで検索するユーザーが多いことを念頭に、スマートフォンでの閲覧に適した設計及びデザインとする。
 - (2) ターゲット
 - ・主に首都圏在住の20～40代
 - ・本県への移住を本格的に検討している層及び漠然層*
- ※具体的に移住先を決定せずに地方移住を検討している者

4 委託業務の内容

(1) 県移住ポータルサイトの構築

1の目的及び以下の事項を踏まえ、移住希望者が本県の移住に関する情報を収集するために効果的なコンテンツやデザインを備えた新サイトを制作する。

ア 新サイトの名称等

- ・新サイトの名称は、現行サイトと同様に、福島県移住ポータルサイト「ふくしまぐらし。」とする。
- ・新サイトのコンセプトに合わせたキャッチコピーを作成する。
- ・新サイトのバナーデザインを作成すること。なお、バナーのサイズは県が指定するものとする。

イ 設計関連

- ・本県での暮らしをよりイメージできるようなコンテンツの設計及び作成を行うため、本県の特徴を踏まえたサイトのコンセプトについて提案を行うこと。
具体的なコンセプトは、上記提案を踏まえ、県と協議をした上、決定する。
- ・新サイトの主なコンテンツは下記のとおりを想定しており、特に移住を検討

する際に重要な仕事や住まい等のコンテンツに力を入れて発信を行う。

- ・ より本県での暮らしが効果的にイメージできるようなコンテンツがある場合には、積極的に提案すること。
 - ・ ふくしまぐらし推進課で実施している事業（テレワーク・副業・ファンクラブ等）や県の関係課で実施している移住関連事業も踏まえ、コンテンツを設計する。
- ① 県の概要（人口、気候、観光、都内からのアクセス、3地方毎の特徴など）
 - ② 生活情報（医療、買い物環境、雪対策等）
 - ③ 住まい情報（空き家バンクなど）
 - ④ 仕事に関する情報（就職・起業・地域おこし協力隊・農業・公務員等）
 - ⑤ 子育て情報（保育園、幼稚園、小学校、児童クラブなど）
 - ⑥ 移住関連の支援策（移住支援金、テレワーク補助金など）
 - ⑦ 先輩移住者の暮らし（移住者インタビュー、プロモーション動画など）
 - ⑧ 移住 Q&A、市町村検索機能
 - ⑨ 移住関連イベントのお知らせ（相談会や移住フェア等の開催告知など）
 - ⑩ 問い合わせ先（各種バナー）
- ・ 上記の情報を移住希望者の移住までの検討のステップに応じて、整理すること。情報の掲載については、単に外部リンクへの誘導とせず、トップページ等で可能な限り情報を集約し回遊性のあるサイトの設計とすること。
 - ・ 閲覧者が、それぞれの移住への検討状況に応じて必要とする情報にアクセスしやすいデザインや機能を備えること。
（例）「相談」「情報収集」「地域に行く・体験する」「仕事」「住居」「移住」といった移住に至るステップに合わせて、情報を整理することを想定
 - ・ 上記①～⑩等の情報をテーマ毎にカテゴリー化し、整理する。
 - ・ サーバ及びドメインは、現行「ふくしまぐらし。」のものを活用すること（県が保有するサーバは使用しない）。
 - ・ 県担当者及び県が指定する者（県出先機関や市町村職員等を想定）が、新サイトでの情報更新を容易に行えるようなシステム（CMS等）を構築する。
 - ・ 導入するCMS等は、適宜バージョンアップが行われるようにする。
- ウ デザイン及びアクセシビリティ等
- ・ ユーザーが素早く情報を得られる視認性の高いデザインとする。
 - ・ 現在のサイトにおいても、スマートフォンで閲覧するユーザーが多いため、レスポンシブデザインにより、特にスマートフォンで閲覧するユーザーが見やすいデザインとする。
 - ・ パソコンやタブレット、スマートフォンで閲覧した際に、標準的な速度でページを閲覧できるようにする。現行のサイトについては、ページを閲覧できるスピードが若干遅い状況のため、改善を図ること。
 - ・ 他都道府県等のポータルサイトのコンテンツやデザイン、サイト構成等を調査及び分析し、設計の参考とする。
- エ 制作
- ・ 現行の「ふくしまぐらし。」に掲載している情報については、県と協議の上、移行するコンテンツを決定する。全てのコンテンツを移行するものではない。
 - ・ SEO対策（検索エンジンの最適化）を行う。
 - ・ Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフト上にて閲覧可能とする。

オ 運用・保守

- ・ 委託期間中、県担当者からの問合せに迅速に対応できるよう体制を整備する。
- ・ 運用開始後に、県担当者や県が指定する者が随時サイトを更新できるよう、操作マニュアルを作成する。
- ・ 運用開始までの間に県担当者等を対象とした操作方法の研修会を1回以上開催すること。なお、オンラインでの開催でも差し支えない。
- ・ サイト構築後、Google Analytics で分析を行う想定でサイト構築を行うこと。
(例. 特定のボタンの計測、コンバージョン計測、その他県が定めた KPI に沿った計測等)
- ・ 分析のために、Google タグマネージャーにより、計測用のタグを設定し、管理を行う。
- ・ 上記の他に、過去のデータを遡っての比較や効率的なレポート作成を目的とした、データ分析について、県からの求めに応じ実施すること。
(例. Big Query や Looker Studio 等を活用した分析を想定)
- ・ トラブル発生時には、速やかに県に報告した上で、迅速に復旧すること。

カ セキュリティ

- ・ 福島県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ・ システムへの不正侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ・ 常時 SSL (全ページ https 化) に対応していること。

キ 新サイトの公開時期

- ・ 新サイトは令和6年12月末日までに公開すること。
- ・ 新サイトの公開後において、内容等に修正を必要とする場合の対応は、原則として協議の上、決定する。

ク 独自の提案

- ・ 新サイトの構築の目的に照らして、コンテンツやデザイン等に関して、より効果的な手法等がある場合には提案すること。

(2) WEB 広告等の実施

ア 広告の実施

- ・ 新サイトの認知拡大、閲覧者の獲得を目的に、主に首都圏在住の移住を検討している層等をターゲットとした Web 広告や SNS 広告を新サイトの公開に併せて実施する。
- ・ 広告に活用するツール及び手法については、県と協議の上、決定する。

イ 広告実施に係る制作物の作成

- ・ 広告の実施にあたり、県が定めるバナー等の制作物を作成すること。制作物の規格等については、実施する手法に合わせ、県と協議の上、決定する。

ウ 目標

- ・ 1ヶ月あたりの PV 数[※]について、新サイトの公開後、委託期間中において、35,000PV/月を達成できるようにする。広告からの流入数については、別途、県と協議し、定めた目標値を達成できるようにする。

※R5 現行サイト「ふくしまぐらし」PV 数：約 25,000PV/月

エ 運用

- ・ より多くの認知拡大及び閲覧者を獲得できるよう、広告のツールや運用方法を上記目標を踏まえて、提案すること。

5 関係機関との連携

本委託業務を進めるに当たっては、移住相談員及び就職相談員（NPO法人ふるさと回帰支援センター内）並びに移住推進員（福島県東京事務所内）、移住コーディネーター（各地方振興局内）等との連携を県の指示に基づき実施する。

6 関連事業との連携

本委託業務を進めるに当たっては、県との協議の上、ふくしまぐらし推進課で実施している「令和6年度「ふくしまぐらし」情報発信事業」との連携を密にしながら行うこと。

7 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、事業開始前に書面にて県に報告すること。また、本業務の趣旨及び内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識や能力、経験を有する要因を配置する。
- (2) 受託者は、工程管理を徹底するため、委託期間中県担当者との打合せをおおよそ隔週で行う。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、自治体職員の旅費等は除く。

9 成果品の提出

県が定める期限までに、以下について県へ提出する。

- (1) バナー等の電子データ
- (2) 実績報告書
- (3) 操作マニュアル
- (4) その他契約の履行に伴い作成した書類及び電子データで別に指示したもの

10 その他の留意事項

- (1) 画像、写真、動画、ロゴ等に含まれるあらゆる著作権や肖像権等は二次使用まで含めた全ての権利処理を行った上で使用するものとする。
- (2) 本委託業務により製作される成果物の著作権は県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。